

第60号議案

中間市行橋市競艇組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、別紙のとおり中間市行橋市競艇組合規約（昭和44年中間市行橋市競艇組合規約第1号）を変更することについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月28日提出

中間市長 福田 浩

中間市行橋市競艇組合規約の一部を変更する規約（案）

中間市行橋市競艇組合規約（昭和44年中間市行橋市競艇組合規約第1号）の一部を次のように変更する。

第5条中「6人」を「、6人」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 組合の執行機関の組織及び選任の方法

第7条の見出しを「（管理者及び副管理者）」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を削る。

第12条中「関係市均等」を「、関係市均等」に改め、第4章中同条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第3章中第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（会計管理者）

第9条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が命ずる。

本則に次の1章を加える。

第5章 地方公営企業法の財務規定等の適用

（地方公営企業法の財務規定等の適用）

第14条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、組合に同法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

中間市行橋市競艇組合同規約新旧対照表

改正後	改正前
<p>(組合議員の組織及び選挙の方法)</p> <p>第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、<u>6</u>人とし、関係市の議会において当該議会の議員の中からそれぞれ3人を選挙する。</p> <p>第3章 <u>組合の執行機関の組織及び選任の方法</u></p> <p>(管理者及び副管理者)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(会計管理者)</p> <p>第9条 <u>組合に会計管理者1人を置く。</u></p>	<p>(組合議員の組織及び選挙の方法)</p> <p>第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は<u>6</u>人とし、関係市の議会において当該議会の議員の中からそれぞれ3人を選挙する。</p> <p>第3章 <u>組合の執行機関</u></p> <p>(執行機関の組織及び選任の方法)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>2</u> <u>組合に会計管理者1人を置く。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> <u>会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が命ずる。</u></p>

2 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が命ずる。

(職員)

第10条 (略)

2 (略)

(監査委員)

第11条 (略)

2・3 (略)

(経費支弁の方法)

第12条 (略)

(利益配分の方法)

第13条 組合の事業による収益金の配分額の総額は、当該事業から生ずる収入、その他の収入から組合の必要経費を控除した残額とし、その配分方法は、関係市均等とし、毎年度組合議会の議決を経て定める。ただし、昭和44年度の配分率は、中間市100分の85、行橋市100分の15とする。

(職員)

第9条 (略)

2 (略)

(監査委員)

第10条 (略)

2・3 (略)

(経費支弁の方法)

第11条 (略)

(利益配分の方法)

第12条 組合の事業による収益金の配分額の総額は、当該事業から生ずる収入、その他の収入から組合の必要経費を控除した残額とし、その配分方法は関係市均等とし、毎年度組合議会の議決を経て定める。ただし、昭和44年度の配分率は、中間市100分の85、行橋市100分の15とする。

第5章 地方公営企業法の財務規定等の適用

(地方公営企業法の財務規定等の適用)

第14条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項及び
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規
定により、組合に同法第2条第2項に規定する財務規定等を適用す
る。